

ベトナムにおける日越外交関係樹立50周年記念ロゴマーク使用手続き要領

2023年は、日越外交関係50周年に当たります。日越外交関係樹立50周年日本側実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、より多くの人に50周年への関心を高めてもらうこと、50周年事業に参加していることの一体感を感じてもらうことを目的に、ロゴマークを作成しました。ロゴマークの使用を希望する日本の団体や企業の方は、本要領に従って手続きをしてください。ベトナムの企業や団体の方は、管轄のベトナム政府関係省庁、地方自治体にお問い合わせください。なお、日本においてロゴマークの使用を希望する場合には、日越外交関係樹立50周年事業認定が必要です。

1 ロゴマークのデザイン

- (1) ロゴマークのデザインは別紙のとおりとする。
- (2) ロゴマークは、実行委員会が使用を認めた申請者に対し、電子データで提供する。

2 許可基準

実行委員会は、使用許可申請に基づき、日越外交関係樹立50周年の趣旨に則り、以下の観点からロゴマークの使用可否を判断する。

- (1) 文化、芸術、スポーツ、教育、観光、経済、科学等の分野において、日越間の相互理解を深め、友好を促進すると判断される印刷物・電子媒体への掲載であること。
- (2) 多くの人に50周年への関心を高めてもらうこと、50周年事業に参加していることの一体感を感じてもらうことというロゴマーク作成の目的に合致すると判断される印刷物・電子媒体への掲載（民間企業の販売する商品も掲載対象となるが、営利のみを目的とするとは判断される場合は除外する）。
- (3) 原則として、2023年に日本又はベトナムで使用される印刷物・電子媒体への掲載であること。2022年末や2024年初めに使用される印刷物・電子媒体への掲載についても使用目的や掲載物の内容等を踏まえ 適当と判断される場合には審査対象とする。
- (4) 次の各項目に該当しないこと。
 - ア 公序良俗に反する印刷物・電子媒体への掲載。
 - イ 日本又はベトナムの法令に違反する又は違反するおそれのある印刷物・電子媒体への掲載。
 - ウ 日本とベトナムの友好関係の促進という周年事業の目的に合致しない印刷物・電子媒体への掲載。
 - エ 特定の主義、政治的な主張又は宗教の普及を目的とする印刷物・電子媒体への掲載。
 - オ その他、実行委員会が適当でないとは判断する印刷物・電子媒体への掲載。

3 申請の要領等

(1) 使用対象者は、政府、地方自治体、民間企業、文化団体、研究所、大学、NGO等（政府関係の団体に限らず、様々な実施主体を対象とする。）とし、国籍は問いません。

(2) 「日越外交関係樹立50周年事業認定」に申請し、認定を受けた場合には、認定事業の広報媒体にロゴマークを使用することが可能となりますので、重ねて本記念ロゴマークへの申請は不要です。

(3) ロゴマークの使用を希望する場合は、原則として使用開始1カ月前必着で、下記ア申請フォームに必要事項を入力し、提出してください。また、イの書類を申請フォームの該当箇所にアップロードしてください。右書類は日本語又はベトナム語にて記入、提出してください。

[申請書類]

ア 申請フォーム：<https://form.jotform.com/222972136894466>

イ 申請者の概要が分かる資料

(ア) 役員名簿

(イ) 定款又はそれに準ずる書類（規約、会則、寄付行為等）

(ウ) 団体等の沿革、事業実績、活動内容等

(エ) 使用者と申請者が異なる場合、両者の関係を示す書類（契約書等）

※ 特に役員や定款等を有していない場合は、(ウ)の資料にその旨ご記載ください。

※ 官庁、外交団、領事機関、国際機関、地方公共団体、外務省所管の独立行政法人については、イ(ア)、(イ)、(ウ)いずれの提出も省略可能。

(参考) 日本で使用する場合

日本で使用する場合には、ロゴマークの使用のみの申請は受け付けておりません。日・ベトナム外交関係樹立50周年事業認定が必要です。下記、日・ベトナム外交関係樹立50周年事業認定の申請要領をご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea1/vn/page23_003902.html

(4) 審査結果の通知は、申請から、約1か月後にメールで通知します。

(5) なお、在ベトナムの日本商工会議所(※1)会員企業および日越外交関係樹立50周年事業のパートナー企業(※2)の場合は、上記(3)ア申請フォームへの入力のみで使用できることとし((3)イ申請者の概要が分かる資料は免除)、審査はおこないませんが、上記2の使用基準に合致しないと認められる場合には使用停止を要請することがあります。なお、必要に応じて、その他の資料の提出をお願いする場合があります。右に該当する団体がロゴマークを日本で使用する場合には、(3)ア申請フォーム「主な使用場所」にて「日本」を選び、入力してください。

(※1) ベトナム日本商工会議所、ホーチミン日本商工会議所、ダナン日本商工会議所

(※2) 日越外交関係樹立50周年日本側実行委員会の活動に協賛頂いている企業・個人の方々

4 留意事項

(1) 申請時における留意事項

- ア 提出された申請書類は返却されません。
- イ 申請時に提出された資料では不十分である場合、照会や追加資料の提供をお願いする可能性があります。
- ウ ログマーク使用の1か月前を過ぎてからの申請の場合や、申請書類に著しい不備がある場合、審査をお断りすることがあります。
- エ 審査の経緯等についてのお問合せにはお答えできません。

(2) 準備・使用時における留意事項

- ア 使用許可された場合でも、経費も含めた使用に関する全ての責任は使用者にあります。実行委員会が何らかの責任を負うことはありません。
- イ 使用者は、ログマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合や第三者に損害を与えた場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければなりません。また、実行委員会は一切の責任を負いません。
- ウ 事業が申請当時の内容から変更になる場合には、速やかに報告してください。
- エ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合には認定を取り消す可能性があります。
 - (ア) 使用方法が申請当時の内容から変更になったにもかかわらず、速やかに報告がなされない場合。
 - (イ) 申請書類に含まれない使用内容の詳細が後に判明し、又は使用内容が申請当時の内容から変更され、2 許可基準(4)のいずれかに該当することになる場合。
 - (ウ) ログマークの縦横比や色、デザインを変更する場合。また、ログマークを許可された使用方法以外で使用する場合。
- オ ログマークに関する著作権は、実行委員会が所有します。
- カ 使用者は、原則としてログマーク使用の認定を受けた印刷物・掲載場所に対してのみ、ログマークを使用することができます。
- キ 使用者は、ログマークのデザイン(縦・横の比率)を変更することはできません。ただし、ログマークの色については、カラー、白黒のいずれでも使用することができます。
- ク ログマークを使用する当該印刷物は、公序良俗に則り、日本又はベトナム社会主義共和国の法令を遵守したものでなければいけません。
- ケ 必要に応じ、使用者に対してログマークの使用状況(配布部数・掲載方法・使用期間等)について、報告を求めることがあります。

5 お問い合わせ先

(1) 日本の団体, 企業, 個人の方々について

ア ベトナムでの使用の場合

日越外交関係樹立50周年日本側実行委員会事務局 広報班

メールアドレス : 50japan-vn@ha.mofa.go.jp

イ 日本での使用の場合

外務省南東アジア第一課

電話番号 : 03-5501-8263

メールアドレス : japan-vietnam50@mofa.go.jp

(2) ベトナムの団体, 企業, 個人の方々について (管轄のベトナム政府関連省庁、地方自治体の窓口が分からない場合)

ベトナム外務省北東アジア局

電話番号 : (+84)-024-3799-2322 又は 2323